

第1回 いわき市土木審議会



- いわき市土木審議会の概要について
- いわき市道路事業基本方針（素案）について
- 今後の諮問事項とスケジュールについて

令和7年10月2日（木）

いわき市役所 3階 第3会議室

いわき市 土木部 土木政策課





いわき市土木審議会の 概要について





<市の現状>

➤ 人口減少・少子高齢化

市の推計では、いま[2025] から 35 年後[2060]には、人口は半減（約44%減）

➡ 様々な問題が連鎖的に発生

（地域（コミュニティ・経済）活力の低下、集落機能の維持困難、担い手不足、行政資源の減少 等）

- ・ヒト（職員）
- ・カネ（予算）
- ・モノ（インフラ・公共施設）等



➤ インフラ・公共施設

施設の老朽化、大量更新時期の到来

➡ すべての公共施設等をこれまでどおりに維持し続けることは不可能

➤ 自然災害

線状降水帯の発生など、気候変動による自然災害が激甚化・頻発化

➡ 市民の生命・財産を守るための備え（防災・減災対策の推進）が必要



これまでの常識や経験に捉われない「**将来を見据えた戦略的な市政運営**」が必要

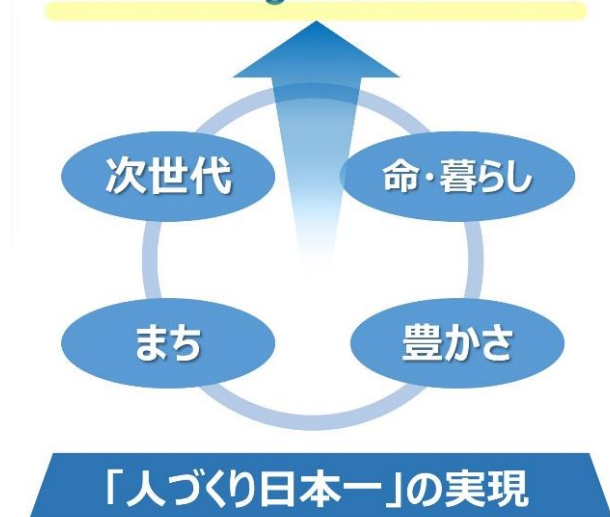


<市政運営の方向性>

“ Well-Being な（幸福度の高い）まちづくり ”

市民ひとりひとりのLIFEを尊重し、**幸福度の高いまちづくりを目指します。**

“Well-Beingなまちづくり”



市民ひとりひとりのLIFEを尊重し、

幸福度の高いまちづくりを目指します

デジタルも活用しつつ、人の手・温もりが欠かせないサービスには、

しっかりと人的リソースを配分することで、

あたたかいまちづくりになると思っています

行政・企業・地域みんなが参画し、あなたの・わたしのLIFEを支えています

「構造改革」

「幸福度の高いまちづくり」実現にあたっては、あらゆる社会情勢の変化に対し、絶えず対応し続けることが求められます。いわき市役所では「構造改革推進本部」を創設し、次の時代へ「生み出す」改革をビジョンに「資源の再配分」と「体質の改善」をミッションに掲げ「構造改革」に取り組んできました。

- これまでの行政組織に内在する制度、慣例、仕組み等を時代の(環境)変化に即応させ、未来を見据えたものへと変革
- 行政資源（ヒト、カネ、モノ等）を、現下の諸課題と未来への投資に再配分

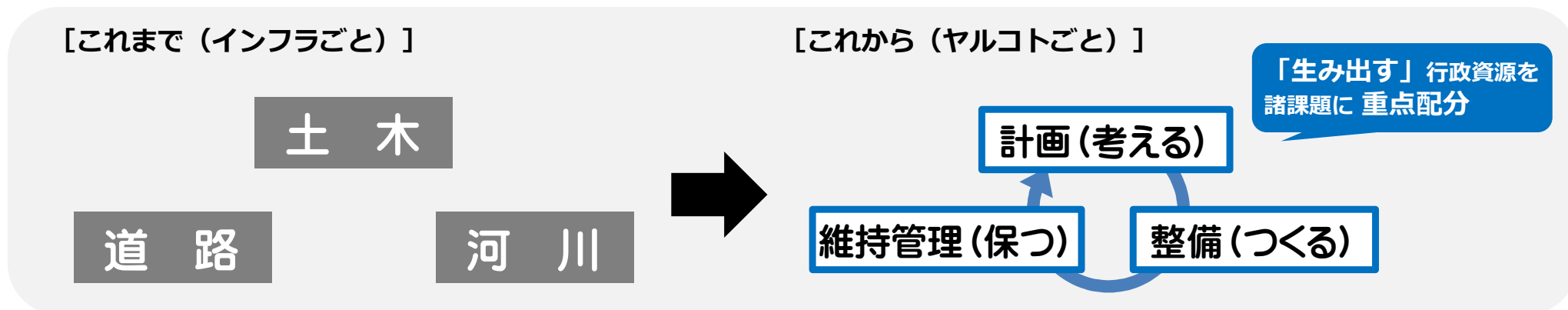


いわき市土木審議会の概要について【構造改革～土木部の取組み～】



「土木行政」においても、「**構造改革**」を念頭に、効果的で効率的な運営に向けた第1歩目として、「**体制づくり**」に取り組んできました。

➤ 組織づくり（新体制の構築）



➔ 「**新規整備**」から「**維持管理**」へ軸足を置き、且つ、新たな行政ニーズに即応し、効果・効率的な政策の実現を目指し、これまで「道路」や「河川」等、インフラの種別ごとであった組織体制を**政策形成を担う部署の新設**や**既存施設・類似業務の統廃合による業務のスリム化**等を図るため、「計画」「整備」「維持管理」の業務種別ごとに改編

➤ 附属機関の設置 **本審議会**

これまでの「土木行政」は、道路施設の老朽化や治水対策など、特定の施策や事業を協議事項として、個別に会議体を組織し、有識者等の意見を伺いながら課題解決に努めてきました。

➔ 行政ニーズの更なる多様化が見込まれることなどから、施策等の推進にあたっては、**市民や利用者が納得し、協力を得ながら、取り組んでいくことが必要不可欠**

「土木行政」における **最上位の会議体**

公平性や透明性を確保するため、行政のみではなく、市民や学識経験者、さらには、多様な分野など、**第3者からの意見**を踏まえ、取り組むことが重要であり、**土木行政に特化した「新たな附属機関を設置」**



<土木審議会条例>

【いわき市土木審議会条例（抜粋）】

いわき市土木審議会条例（令和7年3月27日いわき市条例第3号）

（設置）

第1条 土木行政の効果的かつ効率的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市土木審議会（以下「審議会」という。）を置く。

■ 条例【解説・補足】

【地方自治法（昭和22年法律第67号）】

第138条の4第3項

（委員会・委員及び附属機関の設置）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、**審議会**、調査会その他の調停、審査、**諮問又は調査のため機関を置くことができる。**

➡ 令和7年2月市議会において、**本条例の制定に係る議決を経て、令和7年3月27日 施行・公布。**



【いわき市土木審議会条例（抜粋）】

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1） 土木政策の方針、基準等に関する事項
- （2） 前号に掲げるもののほか、審議会が必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

■ 条例【解説・補足】

【 諮問 】 行政 が 審議会 に 意見を求める（照会）

【 答申 】 審議会 が 行政 に 意見を述べる（回答）

「諮問・答申」について

- ・「諮問」とは、行政機関における特定の政策(事業・施策)等について、意見を求めること。
- ・「答申」とは、諮問に基づき、議論(必要に応じ、調査検討)を経て、とりまとめた意見を提出すること。

➡ 審議会は、政策決定にあたり、**多角的な意見を求めることにより、行政の意思決定を合理的、且つ、民主的なものとするための重要な協議の場**

そのため、委員は、**学識経験者や土木行政に関する専門的な知見を有する行政関係者のほか、市民や様々な分野における関係団体から選定**

なお、諮問事項について、調査検討等に不測の期間を要すなど、**任期中に答申に至らない場合には、次期審議会（委員）において、継続して議論等を行い、答申を行う**



いわき市道路事業 基本方針(素案)について





< 「道路（みち）」の種類 >

- ・ 「道路」は、市民生活や地域経済活動を支える社会基盤として、様々な役割を担う（自動車や歩行者等の交通機能、ライフライン(上下水道や通信等)の収容機能、避難路等の防災機能)
- ・ 管理・運用等に関する法律や機能・役割ごとに分類される

「道路」 根拠法令：道路法、高速自動車国道法

※ 以下の「道路」は、道路交通法や都市計画法等により、さらに細分化されます。

【**高速道路**】 高速自動車国道 [管理者：国（指定管理者：NEXCO）]
全国的な基幹道路網の枢要部分を構成する道路

【**国道**】 一般国道 [管理者：（直轄国道）国、（補助国道）都道府県や政令指定都市]
高速自動車国道と併せて全国的な基幹道路網を構成する道路

【**県道**】 都道府県道 [管理者：都道府県]
地方的な幹線道路網を構成する道路

【**市道**】 市町村道 [管理者：市町村]
市町村の区域内に存する道路

本基本方針では【市道】を対象とします。

「農道」 根拠法令：農業基盤整備促進法

農業地帯へのアクセスを目的とした道路。（農業関係者の移動や農産物の輸送）

「林道」 根拠法令：森林法

- ・ 森林地域や山岳地帯へのアクセスを目的とした道路。（林業関係者の移動や木材の運搬）

「臨港（港湾）道路」 根拠法令：港湾法

- ・ 港湾区域内へのアクセスを目的とした道路（港湾関係者の移動や物資の運搬）

「その他」 法定外公共物 道、私道



< 「市道」の現状と課題 >

- 市内の道路の8割以上を占める市道は、延長約3,500km（約9,000路線）を有し、約2,000橋の橋梁、9箇所 of トンネルなどの道路構造物や、舗装、法面、道路照明など、多数の道路施設を管理
- 市民や利用者からは、生活道路の改良（拡幅・歩道の設置等）や舗装補修や除草等の維持管理について、多くの問合せ（要望・苦情・通報等）が寄せられている状況

年間 約1,200件の問合せ（令和6年度実績）

※ 対象地区：平・内郷・好間・小川・三和・川前

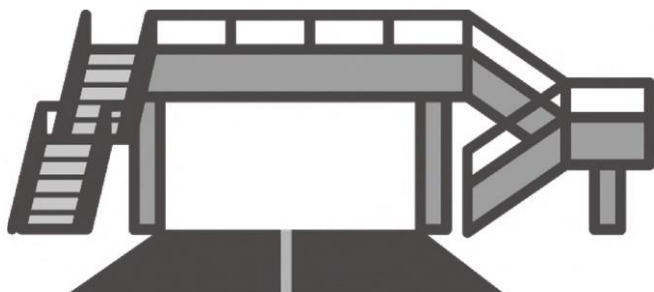
【市内の道路別延長割合】

※ 東北一（市町村）の橋梁数

【 橋梁 : 2,052 橋】

【 トンネル : 9 箇所】

【 大型カルバート : 4 箇所】



【 横断歩道橋 : 8 橋】

【 門型標識等 : 14 基】

